

## 給付要件

以下の全ての要件を満たす場合、差額給付を申請することができます。

•事業復活支援金の初回給付を受けたこと（ただし、初回給付に係る支援金を返還したこと等により要件を満たさなくなった者を除く。）

•**初回給付**において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して**30%以上50%未満の減少**であったこと

•**差額給付**において、対象月の月間事業収入が、基準月の月間事業収入と比較して**50%以上減少**していること

•**差額給付**において、月間事業収入の減少が、**初回給付の申請を行った時点で予見されなかった新型コロナウイルス感染症影響を受けたこと**により、自らの事業判断によらないで生じたものであること

•差額給付において、対象期間のうち、**初回給付の対象月の翌月以降かつ初回給付の「申請日」を含む月以降のいずれかの月を対象月とすること**